苦情対応方針

岩手県学校生活協同組合(子会社イーリスサービス含む。以下、「この組合」といいます。)は、苦情への対応をすべての役職員、部門が真摯に受け止め、最優先の課題であると認識し、誠実かつ迅速な対応を図ります。また、お預かりした苦情を最大限事業運営へ反映させるべく、体制の整備を図り、共済商品や保険募集販売の品質向上に努めます。

- 1. 苦情への対応は、すべての役職員、部門が最優先の課題であると認識します。
- 2. 苦情は、この組合全体に向けられたものと認識し、迅速・公平・誠実な対応により、ご理解をいただけるよう、丁寧な説明を行います。
- 3. 苦情への対応は、組織をあげて最後まで責任ある対応を行います。また、 お申し出いただきやすい環境を整えます。
- 4. 苦情への対応に当たっては、関連する法令を遵守します。
- 5. 苦情にかかる個人情報は厳重に保護します。
- 6. 苦情は、業務改善、および共済商品や保険募集販売の品質向上のための貴 重な情報と認識し、組織全体で共有のうえ、経営に反映させます。
- 7. 同種の苦情の未然防止に努めます。
- 8. 不当な要求に関しては、毅然とした対応を行います。
- 9. この組合の役職員は、本方針を遵守します。

補則

本方針における「苦情」とは、組合員、組合員以外の教職員、組合員以外の親族、事故等の関係者等からの意見や要望、不平や不満の表明をいいます。

2024年5月17日

岩手県学校生活協同組合 有限会社 イーリスサービス